

生活環境の分野ごとに、2025年度までの環境目標の「達成の目安となる環境の状況」を定めて生活環境の状況を評価します。また、生活環境の状況とガイドラインに基づく取組の実施状況を毎年とりまとめて公表し、ガイドラインの進捗を管理するとともに、進捗にあわせて取組の点検・見直しをします。

達成の目安となる環境の状況

大気環境の保全	◇環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 ◇光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする
水環境の保全	◇環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成 ◇生物指標による水質評価の目標達成率を100%にする
地盤環境の保全	◇土壌汚染の拡散や人への健康被害が防止されている ◇地下水の水質汚濁に係る環境基準に適合し、汚染の未然防止・拡散防止が行われている ◇地下水の過剰な採取などが防止され、地盤への悪影響が生じていない
音環境の保全	◇環境基準の達成率の向上及び継続的な達成
分野横断の取組	◇環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成 ◇光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする ◇生物指標による水質評価の目標達成率を100%にする ◇市民の生活環境に関する満足度の向上 ◇生活環境の保全につながる環境行動の推進
市民生活に関連した取組	◇市民の生活環境に関する満足度の向上

生活環境保全推進ガイドライン 概要版  
2019年3月策定  
横浜市 環境創造局 環境管理課  
横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル 8F  
Tel 045-671-2487 / FAX 045-671-2790  
e-mail ks-kankyokanri@city.yokohama.jp

第1章 生活環境保全推進ガイドラインについて (p1)

策定の背景

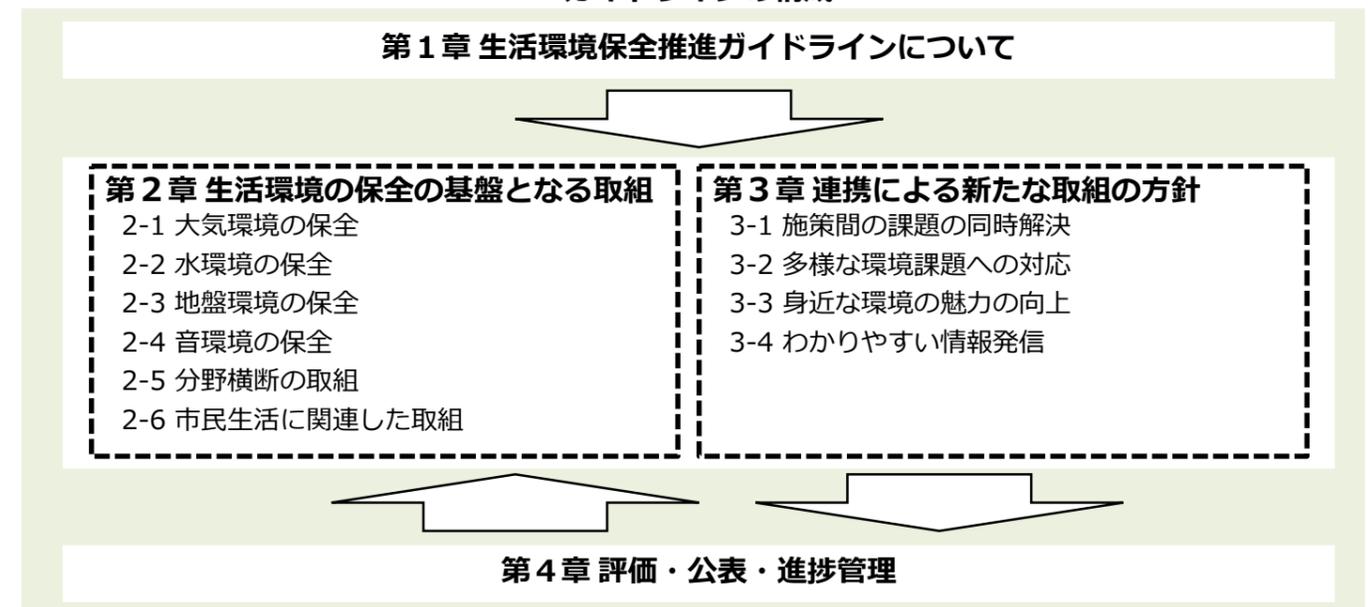
大気環境や水環境などの生活環境を保全する取組は、公害対策の取組を中心に行われてきました。しかしながら、生活環境の分野は多岐にわたるとともに様々な法律や条例が整備・改正され、個々の取組が市民・事業者にはわかりにくくなっています。

位置付け

このガイドラインでは、横浜の環境の総合計画である環境管理計画の生活環境の目標達成に向けて、市民・事業者の生活環境への理解を促進するため、横浜市が実施する具体的な取組や方針を体系的にわかりやすくまとめています。

目指す姿	安全・安心で快適な生活環境の保全
基本的な方向性	<b>生活環境の保全の基盤となる取組の着実な推進</b> マイナスからゼロの環境に向けて、法律や条例に基づく生活環境の保全の基盤となる取組を、大気や水などの生活環境の個別の分野ごとの取組、分野横断の取組、市民生活に関連した取組に整理し、体系的に着実に推進します。 ⇒ 第2章で具体的な取組をまとめています。
	<b>連携による新たな取組の推進</b> 生活環境はすべての環境の基礎であり、まちづくりなど他の施策とも関係するとともに、環境への負荷は市民・事業者などあらゆる主体の活動に起因しています。このため、ゼロからプラスの環境に向けて、SDGsの視点を取り入れて、施策間・主体間の連携による取組を新たに推進していきます。 ⇒ 第3章で新たな取組の方針をまとめています。

ガイドラインの構成



## 第2章 生活環境の保全の基盤となる取組 (p7)

### 2-1 大気環境の保全 (p9) 大気環境の監視や発生源ごとの対策に取り組めます。

<b>環境目標</b>	大気環境が良好に保全され、市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮らしています。
<b>具体的取組</b>	<p><b>大気環境の監視</b> 大気汚染防止法に基づく常時監視、大気環境中のダイオキシン類・アスベストの監視</p> <p><b>施設・事業所等における大気汚染・悪臭の対策</b> ばい煙・揮発性有機化合物 (voc) ・水銀・ダイオキシン類・排煙・粉じん・悪臭・屋外燃焼行為 (野焼き) の規制</p> <p><b>自動車の排出ガス対策</b> ディーゼル車の運行規制、低公害車の普及促進、エコドライブの推進</p> <p><b>解体等建設工事におけるアスベストの飛散防止対策</b> 解体等建設工事における事前調査、石綿排出作業における飛散防止対策</p>

### 2-2 水環境の保全 (p19) 水環境の監視や排水先ごとの対策、事故対応に取り組めます。

<b>環境目標</b>	水環境が良好に保全され、魚や様々な生き物がすめる川や海で、釣りや水遊び、水辺の散策など市民がふれて楽しんでいます。
<b>具体的取組</b>	<p><b>水環境の監視</b> 水質汚濁防止法に基づく監視、水環境中のダイオキシン類の監視、水と緑の基本計画に基づく調査、東京湾環境一斉調査</p> <p><b>事業所等から公共用水域への排水水対策</b> 有害物質等の濃度規制、富栄養化対策の総量規制、ダイオキシン類の規制、工事排水の規制</p> <p><b>水再生センターへの流入水対策</b> 排水基準に基づく規制、加算下水道使用料、異常流入への対応</p> <p><b>水質事故への対応</b> 着色事故への対応、油浮遊事故への対応、魚浮上事故への対応、未然防止のための取組</p>

### 2-3 地盤環境の保全 (p30) 地盤環境の監視や土壌汚染対策、地下水質の保全・地盤沈下対策に取り組めます。

<b>環境目標</b>	土壌・地下水汚染や地盤沈下による被害がなく、良好な地盤環境が保たれています。
<b>具体的取組</b>	<p><b>地盤環境の監視</b> 水質汚濁防止法に基づく地下水質の調査、地下水・土壌中のダイオキシン類の監視、地盤沈下の監視</p> <p><b>土壌汚染対策</b> 土壌汚染の判定基準、土壌調査の指導、土壌汚染が確認された区域の指定、指定された区域における措置等、汚染土壌処理業の許可、ダイオキシン類の土壌汚染対策</p> <p><b>地下水質の保全</b> 有害物質の地下浸透防止、汚染された地下水の浄化対策</p> <p><b>地盤沈下対策</b> 地下水採取の規制、掘削作業の規制</p>

### 2-4 音環境の保全 (p38) 騒音・振動の監視と発生源ごとの対策に取り組めます。

<b>環境目標</b>	騒音や振動の環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。
<b>具体的取組</b>	<p><b>騒音・振動の監視</b> 一般環境・道路交通・新幹線鉄道・航空機の騒音・振動の監視</p> <p><b>事業所・建設工事等における騒音・振動対策</b> 事業所・建設工事・夜間営業・屋外作業・拡声機騒音の規制</p> <p><b>交通に関する騒音・振動対策</b> 道路交通・鉄道交通・航空機騒音の対策、集合住宅等の新設における交通騒音対策</p>

### 2-5 分野横断の取組 (p44) 生活環境の個別分野を横断して生活環境の保全に取り組めます。

<b>環境目標</b>	<p>◇大気・水などの環境が良好に保全されるとともに、化学物質などの環境リスクが低減しています。</p> <p>◇音やにおいなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。</p> <p>◇市内のあらゆる主体が積極的に生活環境に関する取組を実施しています。</p>
<b>具体的取組</b>	<p><b>事業所等に対する包括的な施策</b> 事業所等に対する規制基準・指導基準指針による取組の推進 指定事業所・環境管理事業所、環境保全協定 非常時の措置、公害防止管理者制度 他の制度と連動した取組</p> <p><b>化学物質対策</b> 化学物質の排出量等の把握・公表 環境リスクの低減に向けた啓発 ダイオキシン類対策、ゴルフ場の農薬対策 災害時における有害化学物質調査 災害時における被災建築物のアスベスト調査</p> <p><b>自動車交通環境対策</b> 分野ごとの取組・施策 (再掲) 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減 駐車場等におけるアイドリングストップ 環境と調和した交通施策の推進</p>

### 2-6 市民生活に関連した取組 (p53) 市民が安全・安心を実感して生活できるよう、生活環境に関する苦情相談への対応や、情報の公表をします。

<b>環境目標</b>	生活環境の改善により、市民が安全・安心を実感して快適に暮らしています。
<b>具体的取組</b>	<p><b>生活環境に関する苦情相談への対応</b> 事業所等の騒音・振動・悪臭 工事等の騒音・振動・粉じん・アスベスト 自動車等の交通による騒音・振動や排出ガス 屋外燃焼行為 (野焼き) 低周波音・光害 生活騒音 騒音計・振動計の貸出し</p> <p><b>安全・安心な市民生活に向けた情報の公表</b> 光化学スモッグ注意報等の周知 土壌汚染が確認された土地の公表 ダイオキシン類の測定結果の公表 事業者によるリスクコミュニケーションの推進 放射線量の測定・公表 環境監視データ等の公表</p>

## 第3章 連携による新たな取組の方針 (p59)

### 3-1 施策間の課題の同時解決

時代の要請に応じて、施策間の連携による生活環境の保全の取組を推進し、生活環境にとどまらない様々な課題の同時解決を目指します。	
<b>取組の例</b>	◇温暖化対策の視点からのバイオマス燃料の活用への対応

### 3-2 多様な環境課題への対応

生活環境の保全の基盤となる取組だけでは解決の難しい多様な環境課題に対して、様々な主体と連携して対応します。	
<b>取組の例</b>	<p>◇光化学スモッグやマイクロプラスチックなどの環境問題についての関係機関との共同研究</p> <p>◇災害対策のための民間団体との連携体制の構築</p> <p>◇協議会などによる事業者との継続的なコミュニケーション</p> <p>◇事業者の自主的な取組を促進するためのメリットとなるような手法の検討</p>

### 3-3 身近な環境の魅力の向上

市民と連携した取組を進めることで、市民の身近な環境への関心を高め、地域の魅力の向上につなげます。	
<b>取組の例</b>	<p>◇市民との連携による環境調査</p> <p>◇ICTを活用した地域の環境情報の収集・発信の検討</p> <p>◇ウォーキングマップなどを用いた身近な環境の活用</p>

### 3-4 わかりやすい情報発信

環境情報のわかりやすい発信により、市民・事業者の生活環境への理解を深め、環境行動を促進し、連携による新たな取組につなげます。	
<b>取組の例</b>	<p>◇市民へのアンケートによる環境情報のニーズの把握</p> <p>◇写真展「写真で見る横浜の環境 いま・むかし」の開催</p> <p>◇SNSを活用した環境情報の発信</p> <p>◇市民・事業者との連携に向けた環境情報などのオープンデータ化</p>